解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年八月十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月一日

山形市双月町一丁目三番一一号

職業訓練法人山形職業訓練協会

清算人　畠山　重信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月一日

埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛九五六番地

特定非営利活動法人白岡宅配システムズ

清算人　濱田　清彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月一日

東京都渋谷区代々木神園町三番一号

社団法人青少年育成国民会議

清算人　西原　春夫

連絡先　東京都千代田区内神田一―一八―一イワカタビル四階　本島信法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年八月二十二日に目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月一日

高知県高知市上町三丁目四番二三号

財団法人藤並ドレスメーカー女学院

代表清算人　安岡　朝子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年四月五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月一日

佐賀県唐津市浜玉町浜崎一四九六番地一

財団法人浜崎東区会館

代表清算人　常吉　弘康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道沙流郡門別町字幾千世一〇二番地、最後の住所北海道沙流郡門別町字富川二〇九番地　被相続人　亡　城戸　亨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日

北海道苫小牧市表町二丁目一番七号王子不動産第一ビル四階

相続財産管理人弁護士　大谷　和広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区羽田町字和田四一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩﨑藤二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地　相続財産管理人　柳川　正剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市胆沢区小山字竹地子二番地、最後の住所岩手県水沢市佐倉河字東高山二五六番地二　被相続人　亡　黒澤　幸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地　相続財産管理人　柳川　正剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市東和町米谷字日面九八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大坂　順朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日

事務所仙台市青葉区片平一丁目一番六ネオハイツ片平六〇二号片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市飯坂町字前原四七番地、最後の住所福島県福島市飯坂町平野字東原一一番地の二一　被相続人　亡　黒田　利浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日

福島県福島市北五老内町一番三号福島法曹ビル三〇一号

相続財産管理人　弁護士　澤井　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東金町二丁目三〇番、最後の住所東京都葛飾区西亀有二丁目四一番一―二〇八号　被相続人　亡　髙久　悦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区松が谷二丁目七一番地、最後の住所東京都足立区栗原一丁目二二番八号　被相続人　亡　佐藤　直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日

事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号

相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区要町一丁目三〇番地、最後の住所東京都豊島区要町一丁目二七番一二号　被相続人　亡　蜂巣　恒雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月一日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　荒井　正児

商号変更のお知らせ

平成21年６月17日開催の第14期定時株主総会の決議により、商号を下記のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。

記

新商号　**株式会社ＪＣＮ埼玉**

旧商号　ケーブルネット埼玉株式会社

変更年月日　平成21年10月１日

平成21年10月１日

埼玉県川口市並木一丁目17番12号

株式会社ＪＣＮ埼玉

代表取締役社長　野澤　孝夫

本店移転についてのお知らせ

当社は、平成二十一年十月一日をもって、本店所在地を左記のとおり移転しましたのでお知らせいたします。

記

新所在地　東京都国分寺市東恋ケ窪三丁目一番地一

旧所在地　東京都小平市上水本町五丁目二十二番一号

平成二十一年十月一日

東京都国分寺市東恋ケ窪三丁目一番地一

株式会社日立超エル・エス・アイ・システムズ

代表取締役　木原　利昌